

日ソ連発第372号
平成26年2月24日

支部理事長各位

公益財団法人 日本ソフトテニス連盟
専務理事 笠井 達



「指導基本規程違反救済審査委員会」の設置についての連絡
及び「救済申立処理委員会」の設置の報告依頼について

初春の候 ますますご健勝にてご活躍のことと拝察申し上げます。
平素より本連盟の諸事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「指導基本規程」および「指導基本規程違反救済申立処理委員会及び指導基本規程違反救済審査委員会規程」（以下「救済申立処理委員会規程及び指導基本規程違反救済審査委員会規程」）に基づき、(公財)日本ソフトテニス連盟内に指導基本規程違反救済委員会（以下救済審査委員会）を平成26年4月1日より設置いたしますので、連絡いたしますとともに、救済審査委員会の委員を以下の通り選定しましたので、連絡させていただきます。

（救済審査委員会委員）

委員長	鈴木 孝雄（(公財)日本ソフトテニス連盟顧問弁護士） （元日本弁護士連合会人権擁護委員長）
委員	田鹿 明彦（元日本中体連部長）
委員	津田 誠（元全国高体連部長）
委員	阿部 悠梨（女子ナショナルチーム選手）
委員	笠井 達夫（(公財)日本ソフトテニス連盟専務理事）

また各支部におかれましては、同じく平成26年4月1日より指導基本規程違反救済申立処理委員会（以下救済申立処理委員会）の設置および救済申立処理委員会委員の選定、指導基本規程普及委員の選定をお願いしています。救済申立処理委員会の設置および救済申立処理委員会委員、指導基本規程普及委員の選定が完了しましたら、平成26年3月31日までに別紙にて本連盟宛ご連絡いただきたく、お願い申し上げます。

「委員会の設置と委員の選任ならびに申立受付窓口の設置」についての石川県の事例を別途同封しますので参考にしてください。